

5 八経広声第 50556 号  
令和 6 年（2024 年）2 月 15 日

八王子・生活者ネットワーク  
代表 鳴海 有理 様

八王子市長 初宿 和夫



2024 年度 予算要望書について（回答）

市政については、平素から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
令和 5 年（2023 年）11 月 1 日付で要望のありましたこのことについて、別紙の  
とおり回答します。

八王子市 総合経営部  
広聴課長 渡邊和樹  
〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目24番1号  
電 話：042-620-7411（直通）  
F A X：042-620-7322  
E-mail：hachioji@city.hachioji.tokyo.jp  
U R L： <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

		要望内容	回答	部	課
1	(1)	1 高齢者福祉 (1)高齢者の見守りが行える配食サービス活動支援事業は、助成団体の半数が上限に達していない一方で、上限を大きく上回っている団体もある。配食ニーズが高まる中、きめ細やかなサービスが提供できるよう「高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金」の枠を拡大させること。	高齢者食事提供サービス活動支援事業は、東京都の補助上限額を基準として補助額を設定しています。現在、助成団体の半数が上限額に達していないことから、必要性が高まったと判断されるときに枠の拡大について検討します。	福祉部	高齢者福祉課
1	(2)	1 高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改革が行われないように下記の事項を固に求めること。 処遇改善加算ではなく、基本報酬の引き上げをすること。 通所系サービスの入浴介助の加算の報酬体系が見直され引き下げられたことは事業者、利用者、家族の大きな負担となり問題である。(入浴計画の作成を除く)見守り援助(入浴加算)を引き上げること。	令和6年度(2024年度)介護報酬改定では、物価高騰や他産業での賃上げが進むなか、介護従事者の賃上げと事業者の経営改善を図るため、全体で1.59%のプラス改定とすることが決定されました。通所系サービスの入浴介助加算については、今回の報酬改定による単位数の変更はありませんでした。 介護従事者に安心して働いていただき、安定的に持続する介護保険制度とするため、処遇改善は必要であり、引き続き、機会を捉え国、東京都に要望します。	福祉部	介護保険課
1	(3)	1 高齢者福祉 (3)家事援助について、同居家族がいる場合は必要な家事援助が生活支援として認められていない。同居家族がいても仕事などで日中独居の場合は、介護離職防止のためにも、家事援助を生活支援として認めること。	家事援助を中心とした訪問介護については、平成12年(2000年)2月10日付厚生労働省告示 第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表1-10により、介護保険制度の給付対象とされています。家事援助のサービス提供の際は、利用者の身体状況や意欲、家族の介護力などを十分に考慮した上で、サービス内容を総合的に決定していくことが重要と考えます。	福祉部	介護保険課
1	(4)	1 高齢者福祉 (4)難聴のある方は補聴器を使用することにより難聴を改善し、脳を活性化することが認知症予防や発症を遅らせることにもつながるといわれている。しかし補聴器は高額であるため、年金生活者にとっては購入が難しいことが多い。都内自治体でも補助事業が広がっていることも参考に、市として補助制度を創設すること。	補聴器購入費への助成については、先行自治体等への調査を通し、その効果や必要性、また課題について確認したところです。 今後、介護予防の取り組み全体の中で、課題を踏まえた制度設計について検討を進め、高齢者誰もが、社会とつながり安心して暮らし続けられる環境整備につなげます。	福祉部	高齢者福祉課
2	(1)	2 障がい者福祉 (1)障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業について、段階的補助上限額が減額された。しかし、その分を補填する方法は福祉事業の収入である給付金を増やすか経費を削減するしかない。つまり今の人員の中で利用者を増やすか、主な経費である人件費を削減することにつながってしまう。物価高騰支援の質を確保するためにも、今以上家賃補助上限額を減額しないこと。	当該制度については、障害者自立支援法の制度移行とともに、事業所の安定化を目的として実施していましたが、制度移行から10年以上が経過し、事業所の運営も安定してきたと判断し、段階的な見直しを行ってきました。 今後については、昨今の物価高騰による影響を踏まえるとともに、新たに経営面でのコンサルタント支援を実施するなど、事業所の運営安定化に向けた支援の充実を図りながら、見直しを進めます。	福祉部	障害者福祉課
2	(2)	2 障がい者福祉 (2)市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算のみを行っているが、公共交通機関での通所で自立訓練をすることは質の高いサービスと考えていないのか？自立支援には大変重要なことと考えるが、工賃よりも交通費の方が高くなり通所できないこともあるので、交通費補助の有用性について検討すること。	障害のある方が様々な経験を積むことは、その方の自立や社会参加にもつながるものと認識しています。 就労支援事業所に公共交通機関で通うための交通費補助については、現在、事業所の送迎により対応しており、他制度による経済的補助もあることから、実施の予定はありませんが、質の高いサービス提供については、事業所に対しての各種研修実施によるスキル向上を図り、障害者の自立に向けての支援を実践します。	福祉部	障害者福祉課

		要望内容	回答	部	課
2	(3)	2 障がい者福祉 (3)現在、就労継続支援B型の在宅作業が認められているが、生活介護ではできない制度になっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りでの創作活動、生産活動をバランスよく組み合わせることによって、行動障害が改善されるケースがあり、直接的な身体介護はできないが、オンラインやICTを通して、意思表示や動作指示などの支援も可能となる。市としてこうした生活介護事業所のニーズも組み取り、国へ働き掛けること。	利用者や生活介護事業所等のニーズを注視し、必要に応じて、国への働き掛けを検討します。	福祉部	障害者福祉課
2	(4)	2 障がい者福祉 (4)重度脳性麻痺の方等のおむつ支援の金額が、12000円から10500円へと引き下げられたが、物価高騰によりおむつ代も上がっており、給付を受けている個人としては根拠がなく問題である。一人ひとりの生活状況とニーズを把握し、給付額の見直しを行うこと。	重度心身障害者日常生活用具の紙おむつについては、令和3年度(2021年度)に給付対象者を拡大し新たな種目を設けたところですが、重度脳性麻痺の方等を対象とした紙おむつについては、給付実績や市場価格、及び紙おむつの品質向上による使用状況等を総合的に勘案して給付額の見直しを行った経緯があります。 限られた財源の中、少しでも多くの方に給付を行うため、基準額の見直しを行うことは難しいところです。 引き続き日常生活用具の制度については検証を行い、給付実績や市場価格の状況等を踏まえて検討します。	福祉部	障害者福祉課
3	(1)	3 子ども・教育 (1)八王子の学校給食では地場野菜の使用率が34%に達し、地域内自給率をあげ、安定的な食料供給体制を築くよう進めている。さらに、自然環境に負荷のかからない農業(有機農業)を推進するためにも、都内初のオーガニックビレッジをめざし、相模原市のように、有機農業推進計画を策定し、具体的目標をもって推進すること。	国は、令和4年(2022年)7月にみどりの食料システム法を施行し、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を推進しています。 また、東京都は安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに、環境に負荷をかけない農業を推進するために、東京都エコ農産物認証制度を創設しています。 市は、平成26年度(2014年度)に創設した八王子市環境保全型農業推進事業費補助金の活用により、化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した農産物の生産及び供給並びに総合的に環境と調和のとれた持続性の高い農業を推進しています。 市では、こうした国や東京都の動きを注視するとともに、東京都、庁内関係所管や農業関係団体などと連携し、環境負荷低減に向けた活動を推進します。	産業振興部	農林課
3	(2)	3 子ども・教育 (2)学校給食の牛乳について、和食メニューと合わないこと、アレルギー以外でも牛乳が苦手な子どもも多いこと、食品ロスの観点からも、牛乳の選択制を導入すること。必要なカルシウム摂取には牛乳がのぞましいことや、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供していることは理解するが、町田市や多摩市で取り組まれているように、アレルギーの診断書がなくても「飲用牛乳停止届」の提出によって牛乳を停止できるよう対応すること。	学校給食は食事摂取基準を参考とし、栄養バランスのとれた望ましい食事として、必要栄養量を算出した上で提供しています。必要なカルシウムを摂るために牛乳は優良な食品です。また、学童期の食事が生涯にわたる食生活の基礎を築くという観点からも、子どもの選択に任せるのではなく、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供しているものです。 飲み残した牛乳は、温度管理が行えないため廃棄処分をしていますが、給食時間を活用した食育を通して、成長期に必要な食事について学が取り組みを継続します。	学校教育部	学校給食課
3	(3)	3 子ども・教育 (3)朝鮮学校への助成金については今までも要望してきたが、市の回答はいつも私立小・中学校との公平性や均衡などの点から現時点では朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、市民に身近な自治体として支援する仕組みを考え、東京都をはじめ区市町村が助成を始めた経緯がある。しかし八王子は今まで助成金を実施してこなかった。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている東京都の子ども基本条例の「全ての子どもが誰一人取り残されることなく」という精神にのっとり、子どもの権利条約の見地からも、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。	私立小・中学校や私立専修学校との公平性や均衡などの点から、現時点では朝鮮学校をはじめとする外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていません。	総務部	総務課

	要望内容	回答	部	課
3 (4)	<p>3 子ども・教育</p> <p>(4) 幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられた。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているもの」とあり、所在する自治体から対象施設の決定を受けていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられず不利益を被ることになる。そのようなことがあった場合には柔軟に対応し、幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるようにすること。</p>	<p>「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業」は、行政による基準適合審査が必要となっています。全国の施設を本市で実地調査することは合理的ではなく、市内の子どもたちが安心して通うことができるように、当該施設が所在する市区町村が対象施設として決定した施設を対象としています。</p>	子ども家庭部	保育幼稚園課
3 (5)	<p>3 子ども・教育</p> <p>(5) 身体的・精神的な病気や障害などを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている18歳未満の子どもや若者に対し、学校への働きかけや、情報の提供、居場所・つどいの場づくり、子ども向けのWEBサイトの開設などを行い、相談先の確保などヤングケアラーが孤立せず、一人で抱え込まないよう、さらなる取り組みが必要である。重層的支援体制整備事業を機能強化するためにもケアラー支援条例を制定し、ケアラー支援体制を明文化すること。</p>	<p>他自治体が制定しているケアラー支援条例の理念に掲げられる体制づくりについては、すでに着手していると認識しています。</p> <p>具体的な取り組みとして、ヤングケアラーのSOSを受け止められるよう、相談窓口の周知徹底と認知度向上を図るなど、ヤングケアラーの理解促進に向けた取り組みを行っています。</p> <p>また、地域が抱える様々な課題に対し、包括的な支援を行う重層的支援体制整備事業を活用し、この仕組みの中で、それぞれの家庭の事情に合った支援を行っています。</p> <p>学校関係では、ヤングケアラーと思われる児童・生徒が孤立せず、一人で抱え込まないように、ヤングケアラーに起因する様々な教育に係る子ども・保護者からの相談窓口として、東京都教育相談センターの「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」があります。本市においては、保護者向け相談窓口の一覧のチラシを作成し、各家庭へ紙で配布したり、学校のホームページ等に掲載したりするなど周知しています。</p> <p>今後は認知症家族介護者を講師に招いた交流イベントの開催や地域団体との連携による啓発活動、ケアラー手帳等の活用により市民の関心を高めていくとともに、引き続きそれぞれの家庭の事情に寄り添い、ヤングケアラーを含めたケアラーを孤立させない支援の充実を図ります。</p> <p>また、包括的な地域福祉ネットワーク会議において、専門的な相談・支援機関で連携し対応方法等を検討します。</p>	福祉部 福祉部 子ども家庭部 学校教育部	福祉政策課 高齢者福祉課 子ども家庭支援センター 教育指導課
4 (1)	<p>4 保健・医療・健康</p> <p>(1) 八王子市HP内の化学物質過敏症のページは2021年以降更新されていない。世田谷区や練馬区のように化学物質過敏症についてリンクではなく明確に説明をのせ、内容を充実させること。また、八王子市教育委員会のシックスクルマニュアルについて、札幌市教育委員会が発行している「化学物質過敏症の予防と香りのエチケット」のように内容を充実させ、教員や学校関係者の理解を深めること。</p>	<p>化学物質過敏症等については、最新の国や東京都の動向を把握するとともに、他自治体のホームページ等の内容を参考にしつつ、市民に分かりやすいホームページの作成について、引き続き検討します。</p> <p>また、学校での対応については、令和5年度(2023年度)中に「学校における化学物質過敏症等対応の手引き」を作成し、教職員の化学物質過敏症への理解を深めるとともに、学校での配慮及び対応方法について周知します。</p> <p>なお、市では香りのマナーについてポスターを作成し、公共施設等で掲示しているほか、ホームページでも香りのある製品の使用に際し周囲への配慮を呼びかけています。また、本市独自の取り組みとして毎月発行している「消費生活ニュース」においても、香りにより体調不良になる方の存在と、使用する際のマナーを取り上げ、市民の皆様への周知に努めています。引き続き、ホームページの内容を適切に見直しながら、市民の皆様への啓発を行います。</p>	市民部 健康医療部 学校教育部	消費生活センター 保健対策課 教育指導課
4 (2)	<p>4 保健・医療・健康</p> <p>(2) 市職員や教職員に対して香害や化学物質過敏症について情報提供や啓発活動を行っているとのことだが、今もなお、職員や教職員の身にまとう香り等で体調をくずしてしまう人もいる。公共施設では消臭剤芳香剤は使わないように指導するなど、香害や化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行うこと。</p>	<p>市職員に対しては、市民対応にあたっての身だしなみを学ぶ接遇研修等の機会を通じて、香害・化学物質過敏症についての知識を深め、香りのマナーについての啓発を図っています。</p> <p>また、教員に対しては、化学物質過敏症に限らず、国や東京都、関係機関からの健康被害に関する情報に注意しつつ、その状況に応じ、必要な情報提供や啓発を行っています。</p>	総務部 学校教育部	職員課 教職員課

		要望内容	回 答	部	課
4	(3)	4 保健・医療・健康 (3) 新型コロナワクチンの0歳児からの子どもへの接種については、ワクチン接種後の重篤な副反応被害の報告があること、ワクチン接種後の長期的な体への影響が未知であることから接種を勧奨すべく接種券の送付を行うべきではないと考える。また、子宮頸がんワクチンについても重篤な副反応の報告があり接種勧奨中止となったワクチンであるが、納得できる根拠が示されないまま積極的勧奨の差し控え終了が妥当との見解を出した。ワクチンを接種するかしないかは本人や保護者が判断できるよう自治体として情報提供が必要があるが、重篤な副反応の報告データなどは示されておらず必要な情報が届いていない。ワクチン接種は任意であるとしながら、接種していないことでの不利益を被っている現状もある。差別につながるようなこととして情報発信すること。	新型コロナワクチンの0歳児からの子どもへの接種については、令和5年(2023年)秋開始接種から基礎疾患やその他の重症化リスクのあるお子さんが接種の努力義務の対象となっています。接種について周知するため、対象年齢のお子さんの保護者には接種券を送付していますが、接種が強制でないことや、接種の有無によって差別があってはならないこと等を記したお知らせやワクチンの説明書を同封し、効果だけではなく副反応や健康被害等の情報についても周知を図っています。なお、現在の特例臨時接種は令和6年(2024年)3月31日で終了し、令和6年度(2024年度)以降は0歳からの子どもへの接種は任意接種となる予定です。このため、接種券の発送は行わない予定です。子宮頸がんワクチンについては、接種を適切に判断できるよう、小学校6年生と高校1年生相当のお子さんの保護者に対する勧奨通知により情報を提供しているほか、市ホームページに厚生労働省が作成したパンフレットを掲載するなどの情報発信を行っています。	健康医療部 健康医療部	健康医療政策課 保健総務課
4	(4)	4 保健・医療・健康 (4) 市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンブレスト(乳腺高濃度)というタイプの場合、組織が詰まっただけでマンモグラフィでは見えにくい場合、エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。個人の特徴に合わせて、マンモグラフィかエコー検査か、選択できるようにすること。	科学的根拠に基づかない検診、方法は、受診者に不利益を与える可能性があります。国が定めている指針では、乳がん検診の検査方法にエコー検査は入っていません。従って、令和6年度(2024年度)に、エコー検査を実施する考えはありません。	健康医療部	成人健診課
4	(5)	4 保健・医療・健康 (5) 地下水のPFAS汚染問題について、国では専門家会議で検討・調査がすすめられている。八王子市としても保健所の井戸水の定期検査項目(11項目)にPFASを加え、市内の地下水汚染状況を把握すること。	飲用に使用している井戸については、設置者が維持管理を行うこととしています。水質検査については、おおむね1年以内に1回実施することを定め、厚生労働省令で定められている水質基準のうち11項目について行うこととしています。また、任意により設置者の協力が得られる飲用井戸について、市による検査を行っています。PFASは水質検査項目に含まれていないため、現在は実施していません。今後の国や都の動きを注視します。なお、地下水中のPFOS・PFOAについては、市内を20区画に分けた中で各区画の地下水の調査をローリング形式で順次行っており、東京都の前倒し測定分も含め、令和5年度(2023年度)中に全区画の調査が完了する見込みです。	健康医療部 環境部	生活衛生課 環境保全課
4	(6)	4 保健・医療・健康 (6) 昨年末、高齢者が無料で使える、あったかホールの浴室が廃止された。同じ入浴利用証で利用できていた東浅川保健福祉センターや南大沢保健福祉センターの浴室も廃止されることとなり、ますます高齢者が利用できる公共の浴室が減っている。公共サービスの維持として近隣銭湯で使える「おふろチケット」の枚数を拡大すること。	公衆浴場は、市民の健康増進や交流促進の場であり、また、災害時において重要な役割を担う場でもあることから、市としては公衆浴場の振興を行っています。公衆浴場と連携し、高齢者に限らず、利用者のすそ野が広がるよう努めます。本市で実施している「プレミアム入浴券事業」についても、利用者のすそ野を広げることで、公衆浴場が安定的な経営を行うための取り組みであり、特定の世代を対象とした公共サービスとして利用枚数を拡大することは考えていません。	福祉部	福祉政策課
4	(7)	4 保健・医療・健康 (7) 例えば、高額療養費制度に関する申請(70歳未満の限度額確認など)など、本庁までいかなければならない手続きを減らすため、出張所からオンラインで手続きができるように住民窓口サービスの拡充を図ること。	窓口における手続きについては、DXを進めることで、マイナンバーカードを活用した引越しワンストップサービスなど、来庁による手続きが不要となるサービスの充実に努めています。今後も、デジタル技術を活用した窓口サービスの充実に図ることで市民目線の窓口サービス改革を推進します。なお、例示があった国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続きについては、令和4年(2022年)10月から手続きの簡素化を進めており、国民健康保険の高額療養費の申請は、後期高齢者医療保険の申請と同様に、一度申請すれば、次回以降申請をしなくても指定口座に振り込むこととしています。また、葬祭費の申請については、国民健康保険・後期高齢者医療保険ともに令和5年(2023年)4月からオンライン申請を開始しています。	総合経営部 市民部 健康医療部	経営計画課 市民総務課 保険年金課

	要望内容	回答	部	課
5 (1)	<p>5 人権・労働</p> <p>(1)東京都ではパートナーシップ宣誓制度がスタートし、東京都の制度によるパートナーシップ受理証明書により市営住宅への入居が可能になるということは大きな前進である。それをさらに進め、八王子独自で子どもも家族と認められるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度をつくること。</p>	<p>令和4年(2022年)11月に導入された東京都パートナーシップ宣誓制度の本市行政サービスへの活用を図りつつ、啓発活動に努めていく中で、サービスの利用実績や市政世論調査の結果を考慮しながら慎重に判断します。</p>	総務部	総務課
5 (2) ①	<p>5 人権・労働</p> <p>(2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。</p> <p>①「生活保護は権利」の周知 生活保護は憲法25条が定める健康で文化的な生活を営む権利である。複数の自治体で実施しているように申請者が権利として自覚でき、市民にもその周知ができるよう「生活保護は権利です」というポスターやチラシを作成し、市庁舎内に掲示することやチラシの配架をすること。</p>	<p>市が発行している『生活保護のしおり』には、生活保護は憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保証することを明記しています。また、生活に困窮された方は必要に応じて生活保護制度に適切につなげています。</p>	福祉部	生活自立支援課
5 (2) ②	<p>5 人権・労働</p> <p>(2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。</p> <p>②「原則無料定額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底 厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば直接アパートへの入居ができるようにすること。居宅生活能力があるかどうかを判断するためとして、本人の意思に反し無料低額宿泊所に入所させることはやめること。また、今までアパートが決まるまで使うことができた東京都契約のビジネスホテルが中止となったため、一時的に滞在できる部屋を確保すること。</p>	<p>住居のない方から保護申請があった場合、手持ち金の範囲でアパートを契約するよう助言しているほか、面談の結果、単身生活が可能かどうかの判断が必要となった場合は、無料定額宿泊所を選択肢のひとつとして案内しています。</p>	福祉部	生活自立支援課
5 (2) ③	<p>5 人権・労働</p> <p>(2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。</p> <p>③ 住まいの確保 生活保護を受けたひとが入居可能な民間アパートの情報提供を居住支援協議会と連携して行いに行うこと。また住まい探しを行う際には、「八王子まるごとサポートセンター(はちまるサポート)」などと共に行ける体制をつくり、同行支援をするなどアパート探しがスムーズに進むようにすること。</p>	<p>住居を探している方への支援については、居住支援協議会と連携して住宅相談会を実施しているほか、居住支援協力店として登録している不動産事業者を案内しています。なお、必要に応じて住まい探しの同行支援を行っています。</p>	福祉部 まちなみ整備部	生活自立支援課 住宅政策課
5 (2) ④	<p>5 人権・労働</p> <p>(2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。</p> <p>④ 無料低額宿泊所の入居期間 仮の住まいとして原則3か月となっているが、3か月を超える入居者は多い。ケースワーカーはなるべく早くアパートでの生活ができるよう、入居者の自立のためのプランを策定すること。また、無料低額宿泊所を出てアパート生活することを市から認められた場合に、アパート探しがうまくいかず諦めてしまい、やむを得ず無料低額宿泊所に住み続けている人も多いと聞いている。無料低額宿泊所からアパートに移る際のアパート探しのサポートを充実させること。</p>	<p>無料低額宿泊所で生活している方のうち、国や東京都が示す基準にのっとり、アパート等への転居が可能な方に対しては、個々の状況を判断しながら、アパート等への移行ができるよう適切に対応しています。</p>	福祉部	生活福祉地区第二課



		要望内容	回答	部	課	
5	(2)	⑤	5 人権・労働 (2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑤ ケースワークの充実 生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。困難ケースについては、ケース検討会議、連携会議等を実施すること。	ケースワークを行うにあたり、生活保護利用者の状況に応じて各種専門機関と連携をとっており、必要に応じて関係機関と会議を行い、利用者への対応について十分に検討して対応しています。	福祉部	生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
5	(2)	⑥	5 人権・労働 (2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑥ ケースワーカーの増員 ケースワーカーの増員ははかられてはいるがまだまだ足りない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧にしようにも現状ではそれはかなわない。個々のケースワーカーの負担が大きくなっている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。	ケースワーカーや生活自立支援業務に携わる職員については、これまでも生活保護利用者の増加に対応して増員しています。また、高齢者・就労等の支援担当及び資産調査等を行う適正化担当を設置し、ケースワーカーの負担軽減や不正受給の抑制を図る等、適切な執行体制の構築により、生活保護の適正な運営に取り組んでいます。引き続き、業務内容や業務量に応じた体制の確保に努めます。	総合経営部 福祉部 福祉部 福祉部	経営改革課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
5	(2)	⑦	5 人権・労働 (2)コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑦ 家計相談支援の充実 生活保護受給者に対しても金銭管理だけでなく、自立支援事業で行われているような家計相談支援も行うこと。	生活保護利用者を対象とした家計改善支援事業についても実施しています。引き続き生活保護利用者自身の家計を管理する力を高め、早期に自立できるよう支援を行います。	福祉部	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
5	(3)		5 人権・労働 (3)東京都は労働相談情報センターの施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとしている。市は都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について2015年に要望書を提出したが、その後うごきはない。立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かし、なにがしかの方法で常設の労働相談情報センター分室を八王子市内に残すよう、再度、市から東京都へ要望書を提出し、働きかけること。	市は、平成27年度(2015年度)に東京都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について要望書を提出しており、その後も様々な機会を捉えて要望しています。東京都では、施設を集約により、相談の入口となる電話相談体制を充実させたほか、東京たま未来メッセを活用した遠隔相談を実施しています。その他、自宅や会社からのオンライン相談やLINE相談を実施しており、今後も相談機能の充実を図るとしています。	産業振興部	産業振興推進課
6	(1)		6 平和 (1)八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市は資料を受け入れ、平和展などでの活用は考えられるが、現時点では常設の施設をつくる考えはないとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでもイベントでの活用だけでなく、公的な常設施設で展示し、いつでもだれでも見られるようにすることが重要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。	令和8年(2026年)10月にオープンを見込む八王子駅南口集いの拠点の歴史・郷土ミュージアムでは、常設展示室のコーナー展示において、八王子空襲などの本市に関する戦災資料の展示を検討します。これからも様々な事業を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えていくことにより、恒久平和の実現に向けて取り組みます。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課

		要望内容	回 答	部	課
6	(2)	<p>6 平和</p> <p>(2)八王子市の北には横田基地があり、市内上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市としては東京都市長会を通じ国に米軍への働きかけを要望することだが、低空飛行で市街地を飛行する頻度は高くなっているように見える。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍にさらに強く働きかけること。</p>	<p>市街地上空における低空での訓練飛行の中止とともに、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念払拭並びに環境への配慮を講じるよう、防衛施設周辺整備全国協議会や東京都を通じ、引き続き、国に米軍への働きかけを要望します。また、東京都に対して、高度測定等実態調査の実施と基地の航空機騒音についての全容把握などの国への働きかけを要請します。</p>	総務部 環境部	総務課 環境保全課
6	(3)	<p>6 平和</p> <p>(3)浅川地下壕など市内に数多く残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入りが危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、国の調査、評価を待っているだけでは保存が難しくなるので早期に保存することが必要である。これまでも実地調査を行ってきた専門の方と連携し、遺跡の調査と保存の検討を進めること。</p>	<p>戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための資料として、必要に応じ、こうした戦争遺跡を活用していくことは大切であると考えています。</p> <p>市内に残る戦争関連施設等の場所は認識していますが、戦争遺跡については、国が調査中であり、結果が示されていません。歴史的経過や価値の評価は国の調査結果を待つべきだと考えていますので、その結果を踏まえ、調査と保存について考えます。</p>	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課